

Client Alert

30 September 2021

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



井田 美穂子
パートナー
+81 3 6271 9508
mihoko.ida@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



山崎 ふみ
アソシエイト
+81 3 6271 9721
fumi.yamazaki@bakermckenzie.com

Race to Zero に取り組む民間企業が留意すべき ポイントと COP26 での注目点

2021年11月から英国グラスゴーにて「第26回国連気候変動枠組条約締約国会議」(COP26)が開催される。各国は、気候変動対応政策を強化し、2030年までの国別温室効果ガス削減目標を設定し、2050年のネットゼロを実現するために、「Race to Zero」¹への参加をプライベートセクター(民間企業、都市、地域など)に求めている。また、民間企業は、投資家グループ、取引先や消費者などのステークホルダーからも、パリ協定に基づく国別排出量削減への貢献を求められ、気候変動に関するリスクと機会を見据えた活動と更なる情報開示が期待されている。本稿では、民間企業が「Race to Zero」に参加するうえで注目すべき3つの重要な分野を分析する。

気候変動対策に対応する社内ガバナンス


低炭素への取り組みのコミットメントとして、適切な社内マネジメントシステムの構築が重要なポイントとしてあげられる。民間企業による「Race to Zero」への取り組みは、2040年代またはそれ以前(2050年より早期に)にネット・ゼロを達成することを宣言し、その目標を達成するための計画を提示することから開始すべきであろう。

そして、民間企業がネット・ゼロの目標を達成するための戦略的な方向性を定め、計画を提示するには、強力なリーダーシップとガバナンスが不可欠となる。具体的にはカーボンレポートの作成や、グローバル・カーボンフットプリントやサプライチェーンの管理など、気候変動対策に関する法的義務や自主的な取り組みを遵守するために効果的なガバナンスの枠組みを設計し、実施することが必要となる。

気候変動ファイナンス・気候変動投資

民間企業による気候変動への取り組みを支援するためには、資金調達、技術、市場の規模を拡大することが急務であるが、民間企業が様々な低炭素プロジェクトへの投融資機会を有効活用するにあたって検討及び考察を行うべきポイントとして、以下の点が挙げられる。

¹ COP26に向けた国際キャンペーンとして、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局が、2020年6月5日(環境の日)に開始した(COP26後も継続予定)。2050年までのカーボンニュートラル実現には非政府主体(民間企業や自治体、投資家、大学等)による行動が重要と位置付け、これらの非政府主体に対して、2050年までのカーボンニュートラル実現を宣言させ、その達成に向けた行動をすぐ起こすことを参加の基準とすることで非政府主体の自主的な取り組みを促進している。最新の統計によれば、同キャンペーンには企業3,067社、機関投資家大手173機関、622大学等教育機関、733都市、31自治体が参加しており、世界のCO2排出量の25%、世界経済(GDP)の50%以上を占める規模になっている(2021年9月30日時点)(<https://unfccc.int/climate-action/race-to-zero-campaign>)。

- 
- 投資対象資産に応じた、化石燃料依存度、気候変動政策・低炭素技術の世界的・地域的な進展を視野に入れたリスク分析、および当該投資対象先の産業分野ごとの現実的な低炭素・脱炭素手法のアップデート
 - 各国金融市場協会等が提言するグリーン・ファイナンスへの新たなアプローチ（トランジション・ファイナンス、イノベーション・ファイナンスを含む）のもとで検討すべき契約書類、開示書類その他のドキュメンテーション
 - 各国政府及び中央銀行による気候変動対策支援資金の利用可能性（欧州復興計画（ERP）²、日本銀行による気候変動対応支援の資金供給オペ（公開市場操作）についての基本要領の策定（2021年9月22日発表）等）
 - COP26での交渉が、現在の投資シナリオに与える影響

カーボンクレジット取引と COP26

温室効果ガスの排出量削減に向けた選択肢を全て検討した後に、最終的に排出量削減が困難または不可能と判断せざるを得ない産業分野では、カーボンクレジット取引を利用することにより法令上の排出量削減義務やネット・ゼロやカーボンニュートラルなどの自主的なコミットメントを達成することが可能である。

COP26での重要議題の一つに、真に国際的なカーボン取引システムの基礎となる「ルールブック」を当事者国間で最終合意できるか、特に、パリ協定第6条をめぐる交渉が注目される。パリ協定第6条では、2か国以上の国が協力して温室効果ガス排出量の削減を行う仕組みとして、「協力的アプローチ」（同条2項）³「持続的な開発に貢献するメカニズム」（以下、「メカニズム」という）（同条4-7項）⁴及び「非市場アプローチ」（同条8-9項）⁵という3つの仕組みが規定されているが、第6条の交渉結果は、各国・各地域のカーボン取引市場におけるカーボンクレジット取引を国際システム上どのように位置づけ、相互にリンクするかにも影響することから、その行方に注目が集まる。

具体的な争点には、①協力的アプローチに適用される二重計上回避のためのルール（相当調整／corresponding adjustment）をメカニズムにも適用すべきか、②京都議定書の下でのクリーン開発メカニズム（CDM）等から創出された未償却の削減クレジットをメカニズムでも利用可能とするか、③メカニズムに規定される、「世界全体の排出量の実質的な削減（overall mitigation in global emissions / OMGE）」を協力的アプローチにおいても適用すべきか

² 2020年7月21日、欧州理事会（European Council）は、新型コロナウイルスからの復興計画として、「次世代のEU資金（Next Generation EU: NGEU）」7,500億ユーロ（約96兆円）及び「次期多年度財政枠組（Multiannual Financial Framework: MFF）」（2021～27年の7か年予算）1兆740億ユーロ（約137兆円）からなる総額1兆8,240億ユーロ（約233兆円）のパッケージに合意した。復興パッケージの主な支出内容として、欧州委員会は、予算の50%以上を「近代化支援」に、予算の30%を「気候変動対策」に充てるとしている（https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202104/202104i.html）。

³ 2か国以上が国連によらず、独自に策定したルールに基づいて削減量を国際的に移転するアプローチ。

⁴ 国連の下での共通ルールに基づくメカニズム。

⁵ 市場メカニズムに反対する国による提案。詳細は未定。



（達成された削減量の一部キャンセルによるのかその他の方法があり得るか）等の論点があり、COP 26 における議論の進展が期待される。

カーボン取引市場への参加あるいはカーボンクレジット取引を検討している民間企業は、自社のビジネス業態やリスク許容度に応じて、最適な手段（例えば、カーボンクレジットをフォワード取引で購入するかスポット購入か、プロジェクトに直接参加するかブローカーや取引所などの仲介者を介して参加するか、さらにはプロジェクトに直接投資するのかプロジェクト開発企業に投資するかなど）の決定を行う必要があり、その結果選定したクレジット取引のリスクを理解し、コントロールするためにデューデリジェンスを実施すべきであろう。